

美しい景観と快適で質の高い道空間創出のための方向性調査

Fundamental study for forming fine road scenes and comfortable road space

(研究期間 平成 17~19 年度)

環境研究部

Environment Department

道路環境研究室

Road Environment Division

室 長

Head

並河 良治

Yoshiharu NAMIKAWA

主任研究官 曽根 真理

Senior Researcher Shinri SONE

研究官 足立 文玄

Researcher Fumiharu ADACHI

In 2004, three laws about the landscape have been establishing. And there are growing various needs for scenery and spaces of road. On this situation is planned a system of Scenic Byway Japan in Road Bureau at present. This study investigated some similar cases of landscape policy in Europe and held the landscape seminar to tell it to the administrative persons in charge.

[研究目的及び経緯]

国土交通省においては、平成 15 年 7 月に魅力ある美しい国づくりの実現に向けた国土交通行政を行っていくための基本方針として、「美しい国づくり政策大綱」をとりまとめた。また、平成 16 年 1 2 月には、景観に関する我が国初めての総合的な法律として景観法が一部を除いて施行され、景観計画の策定や景観協定に関する規定などが定められている。今後、景観法を活用した良好な景観の整備が促進されることが望まれている。

本調査で、今後の景観施策へ反映することを目的としてヨーロッパにおける類似事例を調査し、行政担当者へ諸外国の景観政策の周知を行った。

[研究内容]

1) 欧州事例の収集

日本の景観施策の参考となる類似事例として、以下の観点をふまえて事例を収集した。

<類似の観点>

- ・ 地域住民が活動主体となっていること
- ・ 地域固有の資源を活かしていること
- ・ 道路を中心として、地域に広がって活動を展開していること
- ・ 行政が地域住民の活動を支援していること（事業実施、税制優遇、融資、法律・規制緩和等）
- ・ 道路管理者と地域住民が連携していること

2) 諸外国の景観施策比較

日本の景観施策と類似する海外の取組みとその背

景となっている景観施策について比較を行い表形式でまとめた。

3) 景観セミナーの開催・とりまとめ

収集した欧州事例から特に日本の景観施策の参考となると考えられるフランス、イタリア、ドイツのそれぞれ一つの事例について精通している者を招聘し、行政担当者に向けて景観セミナーを開催して、その結果を取りまとめた。

[研究成果]

1) 欧州事例の収集

フランス、ドイツ、イタリアの 3 カ国における日本風景街道の参考となる取り組みの事例として以下の取組について調査・ヒアリングを行った。

- 1) 1 % 景観と地域振興（フランス）
- 2) フェリー街道（ドイツ）
- 3) ザクセン州ワイン街道（ドイツ）
- 4) 古城街道（ドイツ）
- 5) 旧アッピア街道（アッピア・アンティーカ州立公園）（イタリア）
- 6) オルチャ渓谷有限会社（イタリア）

2) 諸外国の景観施策比較

アメリカ、フランス、イタリア、ドイツの日本の景観施策と類似する事例について、景観施策の概況・特徴、景観に関する主要法律や施策の目的・対象・運営組織等の情報について調査し、日本の施策を含めて比較表の形式でとりまとめを行った。ここでは代表事例

表-1 アメリカの景観施策

	アメリカ合衆国
1. 各 國 の 景 觀 政 策 の 基 本 的 構 組	<p>◇概況・特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> アーバンデザインと歴史的環境保全による景観コントロールが特徴的である。 都市における景観コントロールは、都市計画に関する大半の権限が市などの基礎自治体に授権されているため、実質的に市が計画主体となって独自の施策を実施している。 <p>景観に関する主要法律</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家歴史保全法／1966年 先住民族の考古学的遺跡の保存や重要史跡の調査、保護を目的として、連邦、州、市・町の役割が定められている。 歴史地区や歴史的建造物については、詳細な景観コントロールが行われている。 シニック・バイウェイ法／1989年 運輸長官に対してシニック・バイウェイ国家ガイドライン及び指定基準の策定、シニック・バイウェイの経済効果の研究を正式に指示。 SAFETEA-LU 2005(陸上交通長期法)／2005年 環境保全政策の一施策として、シニック・バイウェイ・プログラムが位置づけられている。
2. 風 景 街 道 の 參 考 と る 「施 策」 「具 體 的 取 組 み」	<p>◇目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観の長期維持と充実 旅行者増加による経済効果 体験学習の場の提供による教育と理解の機会を与えること <p>◇対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会が指定決定の要因とする6つの「固有特性」のうち、少なくとも一つの特質をもつ道路。連邦整備指定のルートは96路線。 <p>◇特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> 大小さまざまな規模のコミュニティーや、一緒になって働くボランティアたちが、地域の誇りなどを語り、経済的発展をめざしながらつくりあげるプロジェクトである。 プログラムの参加、内容等は、州や地方自治体の自発的なものとなっている。(地方の草の根レベルからの出発) 指定ルートを体系化し、評価指標を定めている。 <p>◇具体的取り組み例</p> <ul style="list-style-type: none"> Blue Ridge Parkway Mountains to Sound Greenway <pre> graph TD FHW[FWH] -- 支援 --> RC[リソースセンター] RC -- 資金支援 --> State[州] State <-- 運携 --> LANPO[地元・NPO・企業 等] </pre>

としてアメリカの景観施策について表-1に取りまとめた。

3) 景観セミナーの開催・とりまとめ

フランス、イタリア、ドイツより各国景観施策に精通している下記の者を招聘し景観セミナーを開催して講演を行った。

■ フランス

・国別の特徴

地域振興のための良好な景観形成における、国の主導的な役割を明確に制度化している。

・招聘者

Didier Courtemanche

ペイサージュプラス社代表

・事例

「1%景観と地域振興」政策

■ イタリア

・国別の特徴

ガラッソ法による景観計画や都市マスターplanの中に、保全すべき地域が規定されており、自治体と住民の中間の組織(有限会社や公社)が地域の運営を担う。

・招聘者

Mizuko Ugo

独立行政法人東京文化財研究所 客員研究員

・事例

オルチャ渓谷

■ ドイツ

・国別の特徴

地域住民の主体的な活動が活発。自分たちだけで可能な活動メニューをさまざまに展開しながら、必要に応じて行政を利用している。

・招聘者

Gerald Tielebörger

オステラント協会(フェリー街道運営)会長

・事例

フェリー街道

[成果の活用]

日本の風景施策の参考資料として活用されることを想定している。(国総研資料としてとりまとめる。)

後世に残す美しい国づくりのための評価・事業推進手法

Evaluation methods of road scenes and promotion methods for sustainable road scenes

(研究期間 平成 16~18 年度)

環境研究部

Environment Department

道路環境研究室

Road Environment Division

室長

Head

並河 良治

Yoshiharu NAMIKAWA

主任研究官

Senior Researcher

曾根 真理

Shinri SONE

研究官

Researcher

足立 文玄

Fumiharu ADACHI

Recently, the laws about the landscape were established in our country. Along with this, though they are considering fine road scenes in each place, there are which many obstacles. The commercial billboards nearly the roadside are one of the biggest factors make views from the road worse. In this study removal and improvement plan of the commercial billboards is considered for the purpose of forming fine views.

[研究目的及び経緯]

国土交通省においては、平成 15 年 7 月に魅力ある美しい国づくりの実現に向けた国土交通行政を行っていくための基本方針として、「美しい国づくり政策大綱」をとりまとめた。また、平成 16 年 1 2 月には、景観に関する我が国初めての総合的な法律として景観法が一部を除いて施行され、景観計画の策定や景観規定に関する規定などが定められている。今後、景観法を活用した良好な景観の整備が促進されることが望まれている。

本研究は、我が国における良好な道路景観の形成及び保全に資する新たな施策を提案することを目的として、国内外における道路景観形成の取組み、実施状況、制度等を整理するとともに、道路景観を構成する要素の中で特に景観阻害要因としての影響が大きい屋外広告物の撤去・改善に向けて、効果的・効率的な制度を検討するものである。

[研究内容]

(1) 屋外広告物の除却・改善事例の整理

屋外広告物を実際に除却・改善した事例を既存文献・インターネット等により収集し、除却・改善に活用した制度、除却・改善のための組織や仕組み、課題、成功要因等について整理した。また、日本風景街道に選定されている地域など、地域が一体となって沿道景観の向上に取り組んでいる地域から、除却・改善についての現時点での動向・課題を調査し、整理した。

(2) 良好的な屋外広告物の事例の整理

国内外の良好な屋外広告物の事例及び、そのための仕組み等を収集し整理した。

[研究成果]

(1) 屋外広告物の除却・改善事例の整理

既往文献及びインターネットで屋外広告物の除却・改善に関わる諸情報等について調査を行い、道路景観を阻害する屋外広告物の除却・改善を行っていく上で参考になると考えられる事例と、その事例を詳細に調査することで得られる可能性がある方策について、除却関係者へ除却実績・除却方法やノウハウ、実施上の課題等を把握することを目的としてヒアリング調査を行った。除却・改善方策を表-1 に示す。

表-1 事例から得られた除却・改善方策

除却・改善方策	抽出事例
行政手続きによる撤去	○「横浜市の保土ヶ谷バイパス」の撤去事例
地方公共団体と民間企業、住民の協働によるサイン計画による撤去	○福島県の「磐梯高原広域サイン計画策定・推進協議会」事例 ○千歳市の「新千歳空港アクセス沿道景観」による事例
地方公共団体による景観条例を運用した屋外広告物の色彩指導、撤去推進。	○全国統一デザインの看板の色彩を景観になじむ色彩とするよう指導している事例（鎌倉市） ○撤去に助成金をつけて撤去を推進している事例（金沢市）

地方公共団体と地域住民とが協働で行う簡易広告物除却	○鎌倉市「違反屋外広告物除却協力員制度」 ○長崎市「クリーンフェイス運動」 ○その他、さいたま市、千葉市など多数
行政に頼らないNPO活動による撤去	○NPO法人グランドワーク西神楽（旭川市）

(2) 良好的な屋外広告物の事例の整理

既往文献調査やインターネット調査等を行い、良好な道路景観の創出に資する屋外広告物の事例・計画等の情報を収集・整理し、道路景観と調和する良好な屋外広告物の創出を進める上で参考になると考えられる事例と、その事例を詳細に調査することで得られる可能性がある方策について、関係者ヘヒアリング調査を行った。方策を表-2に示す。

表-2 良好的な屋外広告のための方策

良好な屋外広告物のための方策	抽出事例
地域の景観づくりによる良好な屋外広告物の創出	○「長野県旧開田村統一サイン計画」による統一サイン計画、道路沿道の景観整備計画の事例
地方公共団体と民間企業、住民の協働によるサイン計画による良好な屋外広告物の創出	○福島県の「磐梯高原広域サイン計画策定・推進協議会」事例 ○千歳市の「新千歳空港アクセス沿道景観」による事例 ○茅野市の「八ヶ岳西麓サイン整備事業」による事例
民間団体による良好な屋外広告物(統一誘導案内広告)の創出	○黒川温泉観光温泉旅館協同組合による統一誘導案内広告事例
地方公共団体と広告事業者の契約による良好なストリートファニチャー広告の創出	○横浜市によるストリートファニチャーファニチャー広告事業の事例

(3) 各方策における除却・改善及び良好な屋外広告物のためのポイントの整理

各改善方策に対し、事例を参考にして、改善方策の概要、方策を実施するために活用した制度、組織や仕組み、成功要因や実践する上での課題等のポイントを整理した。代表事例として横浜市保土ヶ谷バイパスの事例を紹介する。

改善方策①：地方公共団体が、屋外広告物などの条例の手続きに従って撤去する方策
＊参考事例：「横浜市保土ヶ谷バイパス事例」

1. 方策の概要
◇屋外広告物条例を管理する地方公共団体が、条例に記載された「禁止」事項等に則り違反屋外広告物を特定し、「除却の義務」事項等を適用して違反屋外広告物の除却を行う方策である。
◇屋外広告物掲出の禁止区域などで明確に範囲が指定されている地域に、掲出者がそれを無視して屋外広告物を掲出しており、だれの目にも違反が明らかな場合の適用が効果的と考えられる。

2. 方策実施の枠組み	
◇活用する制度	・屋外広告物の掲出者に対し撤去を求める根拠として、地方公共団体が定めるところの屋外広告物条例の禁止地域等の条項を活用する。
◇実施主体	・屋外広告物条例を所管している地方公共団体内の担当部署（横浜市の場合は、横浜市緑政局が実施主体となっている。）
◇組織	・新たに組織を立ち上げる必要はないが短期集中型のため、内部の人員をしっかりと確保する必要がある。また、法制課、所轄の警察署と連携を図る必要がある。 ・横浜市の場合は、撤去推進期間中、係長1名は風致と違反広告を担当。係員3名が違反広告物の専属とした。撤去件数により必要人員数は異なるが、最低限、専属が必要。なお、法的な根拠の確認は横浜市役所内の法制課、告発手続きの相談は神奈川旭警察署で行っている。

◇仕組み
◇成功要因 ・実践事例（「横浜市保土ヶ谷バイパス」）では、屋外広告物条例に則った手続きを進めており、成功要因は制度の運用の実践的ノウハウ（実施手順）にあると考えられる。
◇課題 ・制度を運用する際の実践的ノウハウを的確に把握して進める必要がある。 ・行政の公平性の立場から中途半端の状態で除却を中止することは出来ない。従って除却に向けた活動を一旦開始した場合、「必ずやり遂げる」という意思が担当部署に必要である。

[成果の活用]

得られた成果を国総研資料としてとりまとめ、地方自治体の景観施策の参考として活用していただく。